

○那珂川市子育てサークル・グループ登録実施要領

(目的)

第1条 この要領は、那珂川市内（以下「市内」という。）における子育て環境を充実させるため、市内で活動する子育てサークル及び子育てグループ等の団体（以下「サークル」という。）を登録し、当該サークルが、ふれあいこども館やその他の社会教育施設において活発に活動できるよう支援することを目的とする。

(サークルの定義)

第2条 この要領において「サークル」とは、乳幼児を持つ保護者間の交流や相互支援等に関し、市内を基盤とした活動を行う団体をいう。

(登録対象サークル)

第3条 登録を受けることができるサークルは、次の各号の全てに該当するサークルとする。

- (1) サークルの代表者及び会員の3分の2以上が市内に在住していること。
 - (2) サークルに加入する会員が、5家族以上であること。
 - (3) サークルへの加入について、特定の理由を除き原則として誰もが参加できること。
 - (4) 営利及び宗教活動を目的としたサークルでないこと。
 - (5) 任意のサークルであって、法人格でないこと。
 - (6) 市の広報紙等、市の子育て支援情報にサークルの情報を掲載することに同意できること。
 - (7) 市が主催又は共催する子育て支援関連の講演会やイベント等への参加や周知、広報について協力できること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定は、一度登録を受けたサークルが登録期間中に会員の減少により条件を満たさない状況となった場合でもサークル登録の継続を希望する場合は、登録を受けた年度に限り適用を除外することができる。この場合において、当該サークルは、第7条に規定する取扱いはしないものとする。

[第7条]

(サークルの登録等)

第4条 登録を受けようとするサークルは、那珂川市子育てサークル登録申込書(様式第1号。以下「登録申込書」という。)に会員名簿(様式第2号)を添え、市長に提出するものとする。

- 2 登録を受けたサークルが登録年度の翌年度も継続して登録を受けようとする場合は、毎年3月末までに翌年度の登録申込書を提出しなければならない。
- 3 市長は、登録申込書の提出を受けたときは、当該サークルが第2条及び第3条の規定に該当するかを審査し、その結果について、申込書の提出のあった日から14日以内に那珂川市子育てサークル・グループ登録証(様式第3号)又は那珂川市子育てサークル申込却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

[第2条] [第3条]

(登録期間)

第5条 サークルとしての登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
ただし、登録期間の途中において新規に登録されたサークルの登録期間は、登録の決定を受けた日から当該年度の末日までとする。

(支援内容)

第6条 第4条で登録を受けたサークルに対しては、次に掲げる支援を行う。

[第4条]

- (1) ふれあい子ども館施設利用（親子の活動に限る。）
 - (2) ふれあい子ども館のおもちゃ及び読み聞かせ絵本貸出
- 2 前項第1号に規定するふれあい子ども館施設利用は、原則として1サークルにつき月1回とする。ただし、市長が認めるときは2回以上の利用について支援を行うことができる。

(サークルの取扱い)

第7条 第4条の規定により登録を受けたサークルは、次に掲げる規則に規定する使用料の全額免除の対象となる市内の社会教育団体とみなす。

[第4条]

- (1) 那珂川市中央公民館使用料条例施行規則（昭和56年教委規則第4号）
- (2) 地区公民館使用料条例施行規則（昭和56年教委規則第10号）
[地区公民館使用料条例施行規則]
- (3) 東地区公民館管理運営規則（平成10年教委規則第13号）
[東地区公民館管理運営規則]

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録サークルが第2条及び第3条の規定に違反した場合又は活動内容がサークルとして不適当と認める場合は、登録を取り消すことができる。

[第2条] [第3条]

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年7月8日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定に関し、町長は、この要領の施行前においても、必要な手続きを行うことができる。

(登録期間の特例)

- 3 第5条本文に規定する登録期間は、平成26年度にあつては平成26年7月8日から平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。